

## 公益社団法人徳島県建築士会 シニア部会規程

### (名称)

第1条 この部会は公益社団法人徳島県建築士会（以下「本会」という）シニア部会という。

### (目的)

第2条 この部会は、本会の目的にもとづいて会員相互の技術の向上と親睦をはかり、社会とのつながりを深め、本会の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 この部会は前条の目的を達成するため必要な各種の事業を行う。

### (構成)

第4条 この部会は、本会の会員で満65歳以上の会員により組織する。

### (役員)

第5条 この部会には次の役員を置く。

部長 1名      副部長 若干名      幹事 若干名

### (役員を選任)

第6条 役員は各地域会において候補者を出し、本会常任理事会の議を経て本会会長が委嘱する。

2 部長、副部長は、幹事のうちから幹事の互選によって定める。

### (役員の職務)

第7条 部長は、この部会を代表し、部会を運営する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは部会の会務を処理する。

3 役員は、役員会を構成し、部会の運営をはかる。

### (役員の任期)

第8条 役員の任期は2カ年とする。ただし再任は妨げない。

### (会議の種類)

第9条 会議は、部会総会、役員会とする。

### (総会)

第10条 部会総会は、必要に応じて部長が招集する。

### (総会の議案)

第11条 部会総会の議案は、役員会で必要と認めた重要事項とする。

**(総会の議事)**

第12条 部会総会は、出席会員により行い、決議は出席者の過半数により決する。

**(役員会等の招集)**

第13条 役員会は、部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

**(経費の支弁)**

第14条 この部会の経費は必要の都度に徴収する。

**(規程の変更)**

第15条 この規程は、役員会の決議により本会理事会の承認を得て変更することができる。

**附則**

この規程は、令和4年12月16日から施行する。